No. 22

小作爭議調查表

（昭和十年二月分）

項目	内容
場所	浮羽郡山春村大字山北字南原
關係人員	地主 一名　小作人 一名
地主關係團体	ナシ
原因	該地は隣村に比較し小作料二割以上高率なるを以て五か永久減を要求すれども地主は之に応ぜず、昭和四年以降の小作料を滞納し一歩も譲らず地主は一月二十四日支払命令を申請したるに因る。
發生	昭和十年一月二十四日
終熄	昭和十年二月十五日
關係地種類面積	畑 八反歩
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合会
要求事項	小作料永久割減要求
經過	地主は昭和三年小作料の請求をしたるも減額要求に応ずる迄は延納するとて応ぜざるを以て地主は不納米七十二俵に対する支払命令を申請するに至り、小作人は日農本部に応援を依頼し漸次激化せんとしたるを以て所轄署に於て調停に乗出し相互折衝したる結果二月十五日下記條件にて解決せり。
結果	一、地主は昭和十年以降旧斗米を十二俵に永久減額すること 二、小作人は昭和四年以降九年迄の不納米七十二俵を現金三百円として本月十七日迄に支払ふこと。

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、昭和十二年迄一反当り三俵五合に減額すること 二、差押解除と共に小作米納入すること	